平成30年度事業計画

1　基本方針

我が国は超高齢社会を迎え、元気で経験豊かで行動的な高齢者が急増しています。併せて、我が国の高齢者の就業率は、欧米先進諸国と比較して高い位置にありますが、長期の人口減少過程に入ったため、国の成長力を確保していくために、「ニッポン一億総活躍プラン」や「働き方改革」が打出され、高齢者の就労促進を重点の一つとした「一億総活躍社会」の実現を目標にしています。

この高齢者就業については、大きな役割を果たしているシルバー人材センター（以下「センター」という。）に対して、国の高齢者雇用対策関連予算の4年連続の増額及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正による就業時間上限の緩和と業務の拡大が図られ、センターに対する期待が益々大きくなっています。

当センターにおいても、長年、町に対して支援の要請活動を行ってきた結果、今年度は統合後14年ぶりの町補助金増額という大きな結実を得ることができました。この増額分については、単なる運営補助とするのでなく、国の補助事業（補助金）を引き出すための財源に充て事業拡大等最大限の活用を図り、町の期待に添えるよう努める所存です。

このような社会情勢の中、当センターの平成29年2月末の実績を見てみますと、会員は288人を数え、3年連続の増加傾向で推移していますので、今後も基盤の強化を図り300人越えを目指します。

受託事業契約額及び派遣事業契約額も前年度を上回っており、特に派遣事業は117%と大きな伸びを示し、地域社会の労働力不足による期待感が顕著に表れています。事業量増大の状況は今後も続くと推測されるため、社会的ニーズ・地域的ニーズを的確に見極め、課せられた期待に応えられるセンターの基盤と体制の構築に努めます。

特に、重点事項としては、増加傾向にある就業中の傷害・賠償事故対策としての安全適正就業の確保について取組みを強化します。

また、昨年度策定した第1次中期計画に基づき、年次的、段階的かつ計画的な管理と事業運営に努めます。

本事業計画達成のため、会員、役職員が一体となって取組むとともに、町をはじめ関係機関団体との連携と相乗効果のある事業を展開し、さつま町民に親しまれ頼りとされるセンターを創造します。

2　事業実施計画

シルバー人材センター事業

（1）安全就業の徹底

ア　平成30年度を安全就業重点年度として、安全適正就業推進計画及び計画に基づく取組みの見直しや改善を図り、「安全はすべてに優先する」を合言葉に安全就業の徹底に努めます。

定時総会における安全宣言、就業前安全確認等の徹底、会員同士の安全就業確保体制の確立、安全パトロールの強化と指摘事項の反映、講習及び研修会の実施、

安全就業意識の醸成などの取組みの強化

イ　安全適正就業推進委員会を中心に、役職員、会員が一丸となって「無事故 365 日」の達成に努めます。

ウ　会員の健康管理を組織的に推進するため、町の特定健診及び長寿健診の受診に努めます。

（2）適正就業の推進

ア　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正により業務拡大が行われ、厚労省から新たな適正就業ガイドラインが示されたが、センターが提供する業務は基本的に臨時的・短期的かつ軽易な業務で不変であるので、法令遵守及びコンプライアンスの意識の下、的確な判断による適正就業の確保に努めます。

イ　適正就業はセンターの信用信頼に関わる事項であるので、受託・派遣事業はもとより業種や種別等就業内容等の見極めを的確に行い適正就業の確保に努めます。

（3）会員の確保と就業機会の拡大の推進

ア　会員の確保

（ア）普及啓発活動を強化し入会促進を図り、祖入会率 3%（60 歳以上人口に占める入会率）を目指します。

チラシ・広報紙の全戸配付、ポスティング、街頭配布及び新聞折込み、ホームページの充実、定例（毎月第 3 火曜日）又は随時の入会説明会の実施、会員一人一会員確保運動の推進、作業現場「安全就業中」のぼり旗の設置励行など

（イ）町及びハローワーク等との連携による普及活動で、会員の確保を図ります。

（ウ）県シ連主催の「高齢者活躍人材育成事業」を活用し、一般町民も対象とした技能取得講習を開催し、幅広い職種の会員確保につなげます。

（エ）一般町民への普及啓発と会員勧誘を第一義とするとともに、会員の未経験作業及び要望の作業講習などニーズに対応した講習並びに会員のスキルアップと就業機会の確保につながるセンター独自の講習会を実施します。

イ　就業機会の拡大

（ア）町民、企業等に対し、センターの存在と役割を積極的に啓発するとともに、地域社会の雇用・就業ニーズを的確に捉えた訪問（営業）活動を積極的にすすめ、就業機会の拡大を図ります。

（イ）団塊世代やホワイトカラー層の就業ニーズに対応できる新たな就業分野を開拓し、魅力あるセンターのイメージ化を図り、会員の拡大に努めます。

（4）高齢者活用・現役世代雇用サポート事業（補助事業）による会員と就業機会の確保

人手不足・現役世代を支える分野の派遣、請負業務に係る会員と就業機会を開拓し、高年齢者の活躍の場を創出し、補助事業最終年度における目標達成を図ります。

（5）地域就業機会創出・拡大事業（補助事業）による新たな就業機会の創出

ア　３年目（最終年度）となる、さつま町空き家等適正管理業務連携事業を推進し、社会的問題になりつつある空き家等の適正管理を進め、町の空き家対策の下支えと良好な生活環境の保全、安全安心のまちづくりの推進に寄与することで、高齢者の新たな就業機会の創出を図ります。

イ　町のふるさと応援寄付金謝礼品タイアップ事業とした、ふるさと安心見守りサポート事業の積極的な周知啓発を図り、郷愁者へのサポート、町の空き家対策の下支え及びふるさと納税確保に寄与することを高齢者の就業機会として創出します。

（６）シルバー事業の普及啓発活動の推進

ア　シルバー事業について、正しい認識と理解がされるよう、上記（１）で掲げた普及啓発活動を強力に推進します。

イ　シルバー事業について、正しい認識と理解の下、公共事業の推進と行政支援等が得られるよう行政との意見交換会を実施します。

（７）組織体制の機能充実

ア　シルバー事業の基本理念の「自主・自立」を発揮するため、仕事の開拓、受注等について、会員主体の自主的運営体制の確立に向けて、会員の意識改革と資質向上に努めます。

イ　会員相互の連帯意識を深め、センターと会員の緊密な連携を図るため、地域班の自主的活動と機能向上に努めます。また、受注業務を円滑かつ効率的に推進するため、剪定班、公共班及び地域のグループなど職群班体制の充実を図ります。

（８）労働者派遣事業の拡大推進

ア　県シ連が実施する労働者派遣事業（以下「派遣事業」という。）の実施事業所として、適正就業の確保と高齢者の多様な就業形態に対応する就業機会の確保と提供に努めます。

イ　高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の積極的な推進に努め、人手不足分野、現役世代を支える分野における派遣事業の拡大を図ります。

ウ　高齢法、派遣法改正による業務拡大については、県知事指定の７業種・15職種の実態を見極めながら、適正就業ガイドラインに沿った事業運営と拡大を図ります。また、派遣事業登録会員のキャリア形成支援制度（教育訓練等）による能力向上を図ります。

（９）第１次中期計画の推進

昨年度策定した、当センターの指針となる第１次中期計画の中間年度として、年次的、段階的かつ計画的な管理と健全な事業運営に努めます。

(10) その他

ア　全シ協、九シ協及び県シ連事業に参加し、情報収集と研鑽及び連携を深め、当セ

ンターの管理運営に活かします。

イ　会員互助会との連携を図り、会員と役職員が一体となった、つながりの深いセンターを構築します。

法人管理事業

（1）諸会議の開催

当センターの管理運営及び事業執行に関して重要な案件等を審議・決定するため、次のとおり会議を開催します。

会議名	開催回数
定時総会	年1回
理事会	年5回

会議名	開催回数
懲戒審査委員会	随時
理事及び監事候補者選考委員会	
安全適正就業推進委員会	
広報委員会	
独自事業推進委員会	
地域班会	

（2）適正な法人運営と健全財政の確保

ア　公益法人は、運営、事業面すべてにおいて厳格な適正化が要求されており、これが信用と信頼につながります。よって、シルバー事業の基本理念の下、法令遵守と高度の公共性・公益性の確保を図り、社会的使命と役割を果たせるよう努めます。

イ　センターの財源は、会員会費、事務費及び公的補助金に限られています。したがって、第1次中期計画に基づいた、年次的、段階的かつ計画的な事業運営と予算執行による健全財政の確保に努めます。